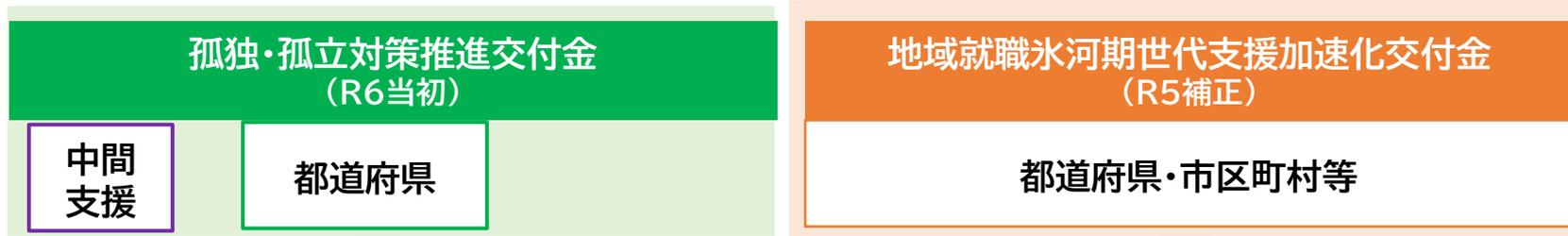


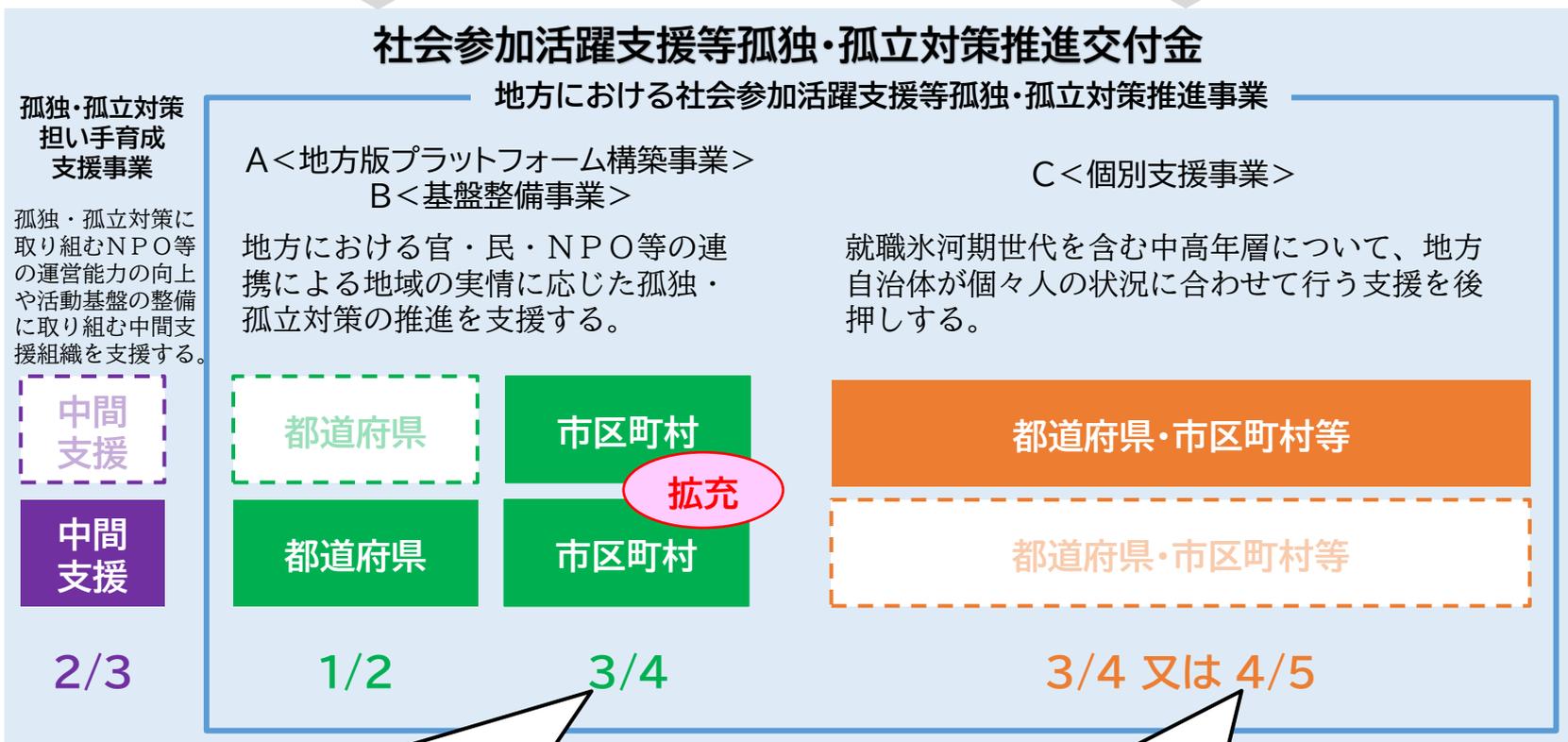
社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金について

令和6年度



交付金を統合

令和7年度



現状、市区町村における連携基盤の設置数が少ないため、高い補助率により支援し取組を加速化。

リスキリングと広域連携について特に高い補助率で支援。

補助率
都道府県 市区町村

1 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業

- 地方版官民連携プラットフォームの構築

2分の1 4分の3

2 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業

ア 基盤整備事業

- ① 基盤整備事業の取組方針の作成
- ② 実態把握や地域資源の調査
- ③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動
- ④ 住民への情報発信や普及啓発活動
- ⑤ 人材確保・育成のための研修
- ⑥ 孤独・孤立対策地域協議会の設置
- ⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流機会の創出など当事者等への支援
- ⑧ ⑦の活動を行う団体への支援(いわゆる中間支援)
- ⑨ 管内市区町村の後方支援
- ⑩ その他内閣府が必要と認める取組

2分の1	4分の3
2分の1	—
2分の1	4分の3

イ 個別支援事業

- ① 就労希望や処遇改善希望がある者等の資格取得に向けた支援、職業訓練や職場実習等にかかる費用等の助成、知識及び技術の習得を目的としたセミナー又は研修等の支援などリ・スキリングを含む支援
- ② アウトリーチ支援や相談支援等、個々人の状況に寄り添った支援
- ③ 多様な働き方・社会参加等の機会の創出支援
- ④ 就労希望や処遇改善希望がある方等へのマッチングや説明会の開催支援
- ⑤ 社会参加や就労等に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- ⑥ 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化
- ⑦ 地方公共団体が相互に連携して上記の事業を広域化して実施する事業
- ⑧ 以上①から⑦の取組について、事業効果を高めるための情報発信及び普及啓発

5分の4	5分の4
4分の3	4分の3
5分の4	5分の4
4分の3	4分の3